

令和9年4月に小学校へ入学予定のお子様の保護者様へ

三鷹市教育委員会

就学援助費（新入学準備金）の入学前支給のご案内

三鷹市では市内に在住し、市立及び国公立の小・中学校（特別支援学校を除く。）に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、ご家庭の事情に応じて、学用品費などについて援助をする就学援助制度があります。

その支給費目のひとつである新入学学用品費については、保護者の負担を軽減するため、新入学学用品費（新入学準備金）として、就学前に支給をしております。

就学援助費（新入学準備金）の受給を希望されるかたは、下記の事項をご確認のうえ、申請の手続きをお願いいたします。

なお、生活保護を受給している世帯は、一時扶助費より支給されますので、新入学準備金の申請をする必要はありません。

記

1 受給の対象となるかた

令和9年2月1日現在、三鷹市内に住民登録されており、下記のいずれかに該当するかた

(1) 令和7年度又は令和8年度に次のいずれかに該当するかた（一時扶助費を受けている生活保護世帯は除く）

- 生活保護の停止又は廃止の決定を受けている。
- 市区町村民税の非課税又は減免の決定を受けている。
- 国民年金保険料の免除の決定を受けている。
- 国民健康保険税（料）の減免又は徴収猶予の決定を受けている。
- 児童扶養手当を受給している。（児童手当ではありません。）
- 生活福祉資金の貸付けを受けている。
- 日雇労働被保険者手帳を所持している。

(2) 経済的に困りの世帯で、世帯全員の所得金額が基準額以下のかた

基準額は、家族構成、年齢、家賃等によって異なりますので、次の表はあくまで目安としてください。

所得基準例（家賃控除月額42,000円で計算した場合）

世帯人数	家族構成	令和7年分所得金額
3人	母（35歳） 子供（9歳・5歳）	おおよそ 2,880,000円以下
4人	父（40歳） 母（35歳） 子供（9歳・5歳）	おおよそ 3,266,000円以下
5人	父（40歳） 母（35歳） 子供（9歳・5歳） 祖母（70歳）	おおよそ 3,534,000円以下

所得金額とは、給与所得者の場合は、給与支払金額ではなく給与所得控除後の金額です。

その他の所得の場合は、事業収入額から必要経費を差し引いた後の金額です。

2 申請方法及び締切日

- (1) 申請方法・・・電子申請（二次元コードを読み込んでご申請ください。）
※電子申請がうまくいかない場合等は、下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先

〒181-8505 三鷹市下連雀九丁目 11 番 7 号

三鷹市教育委員会事務局学務課学務係

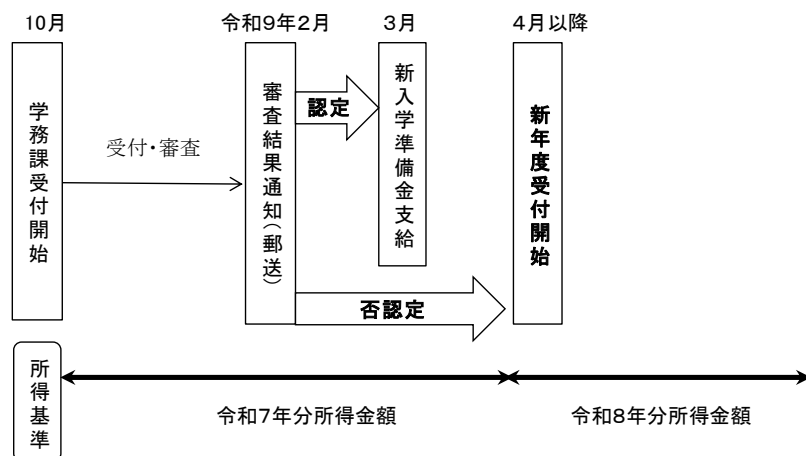
電話 0422-29-9814（直通）

- (2) 申請期間・・・令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで

3 支給額及び支給日

- (1) 支給額・・・91,600 円（予定）
(2) 支給予定日・・・令和 9 年 2 月 26 日（予定）

4 全体の流れ



注意事項

- ① 令和 9 年 2 月 1 日以降に転出をされた場合、支給した新入学準備金の返金は求めませんが、転出先の自治体に本市で新入学準備金の支給を行った旨を通知します。
- ② 今回の新入学準備金を受給した場合でも、令和 9 年 4 月以降に学用品費など他の費目の「令和 9 年度就学援助」を希望するかたは、別途、申請が必要になります。ただし「令和 9 年度就学援助」の「新入学学用品費」（新入学準備金と同額）の支給はありません。
- ③ 今回の新入学準備金の申請をされていなくても、令和 9 年 4 月に「令和 9 年度就学援助」を申請し、認定を受けた場合、7 月以降に学用品費等と併せて「新入学学用品費」（新入学準備金と同額）を受給することができます。
- ④ 転入等により、三鷹市以外の区市町村で、「新入学準備金」に相当する就学援助費の受給をしている場合は当市での支給の対象とはなりません。